

## 第6章 合併及び政令市移行に伴う財政への影響

この章では、4市が合併する場合及び政令市に移行する場合の影響を定量的に把握するため、一定の条件のもとに財政面からの試算を行う。

なお、試算に当たっては、合併時期を平成25年度、政令市移行時期を平成27年度と仮定し、合併の際には中核市に移行するものとしている。

### (1) 合併に伴う財政への影響

#### ① 基本的な考え方

##### (ア) 歳入

まず、歳入に関する合併の影響としては、総務省資料（※<sup>13</sup>）によると、主に次の2点が挙げられる。

- 税の徴収力強化による税収の増加
- 余剰施設の売却等による歳入の確保

このほかに、中長期的な視点でみると、産業誘致の促進等による増収効果が期待できるが、こうした歳入上の効果は、新市の地域特性や企業の立地意向等によって左右されるため、本研究においては、合併が具体化していない現段階で、産業誘致の促進等による歳入面の効果を定量化して推計することは困難であることから、実施しないものとした。

ただし、地方交付税（普通）については、4市が合併する場合の影響を試算する。

##### (イ) 歳出

次に、歳出に関する合併効果と財政面での影響として、次の事項があげられる。

合併効果	財政面での影響
管理部門の効率化による人件費の削減	職員給の削減
	物件費の削減（※ <sup>14</sup> ）
特別職と議員の削減による人件費の削減	議員報酬の削減
	特別職給の削減
	委員等報酬の削減
スケールメリットによる効率化（公共施設の統廃合による維持更新費の圧縮など）	物件費の削減
	普通建設事業費の削減
	維持管理費の削減
行財政改革の進展による効率化	補助費等の削減（※ <sup>15</sup> ）

出所) 総務省「市町村合併による効果について」、稲沢克祐「市町村合併の財政シミュレーション」をもとに作成

※<sup>13</sup> 総務省「市町村合併による効果について」（2006年）

[http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/sicyouson\\_kenkyuukai\\_mokuji\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/sicyouson_kenkyuukai_mokuji_1.pdf)

※<sup>14</sup> 本推計では、物件費の削減に関する合併効果を見込まない。詳細は参考4の「(3) 合併する場合の財政シミュレーションの詳細」（P243）参照。

※<sup>15</sup> 本推計では、補助費等の削減に関する合併効果を見込まない。詳細は同上。

これらの効果も新市の行財政経営方針や行政需要の変化等によっても左右されるが、職員数や公共施設のデータから、可能な限りの定量化を試みた。

### (ウ) 財政シミュレーションの基本的な考え方

以上を踏まえ、合併による財政面の影響を、歳出の削減（人件費の削減及びスケールメリットによる効率化によるもの）と、歳入のうち地方交付税に着目して試算する。

また、合併する場合の新市は中核市となるため、船橋市以外の3市分については、中核市の事務が県から移譲される。それに伴い、事務量や人員・体制等が変更となる。本推計では、既に中核市である船橋市の事例に基づいて、中核市事務移譲の影響を算出する。

## ② 合併に伴う推計結果

### (ア) 主な項目ごとの推計結果

以下に、主な項目ごとの推計結果を示す。

#### ○人件費の削減効果

人件費の削減効果は、合併に伴う議員・委員・特別職の数及び職員数の削減に伴うものである。

職員数については、議員・委員・特別職と連動するものと考えられる議会事務局・農業委員会事務局・秘書課の職員及びポストが重複する管理職の削減分を見込んだ。また、中核市の事務移譲に伴う増加分を見込んでいる。

この結果として算出された削減可能人数にそれぞれの単価を乗じたところ、合併10年後には単年度で、約40億8千万円の人件費削減効果が見込める結果となった。

人件費の削減効果の内訳（単位：億円）

議員報酬	8.7
委員報酬	0.7
特別職給	2.3
職員給	25.2
共済組合等負担金	3.9
計	40.8

#### ○スケールメリットによる効率化（公共施設統廃合効果）

合併に伴って、現在4市に5か所（柏市等との一部事務組合で処理している鎌ヶ谷市分を除く）あるごみ焼却施設を2か所に統合するものと仮定した。この仮定によって、更新時の建設費用と維持管理費（歳出科目としては、人件費・物件費・維持補修費・普通建設事業費）の削減を見込むことができる。

推計を行ったところ、単年度で約24億2千万円の経費削減が見込める結果となった。ただし、この効果が見込めるのは、施設を竣工した年（本推計では合併の翌年度と仮定）以降となる。

### ○地方交付税への影響

地方交付税については、普通交付税への影響を試算した。平成19年度の普通交付税の算定に用いた4市の基礎数値を合算し、新市の基礎数値として算定すると、50億円程度の財源超過となった。このため、新市は普通交付税の不交付団体になるものと見込まれる。

一方、合併しない場合の財政シミュレーションでは、平成25年度（仮定上の合併年度）時点で、鎌ヶ谷市に約22億6千万円の普通交付税が交付されるものと見込んでいるため、合併する場合には、歳入が約22億6千万円減少するものと見込まれる。

### ○中核市事務移譲の影響

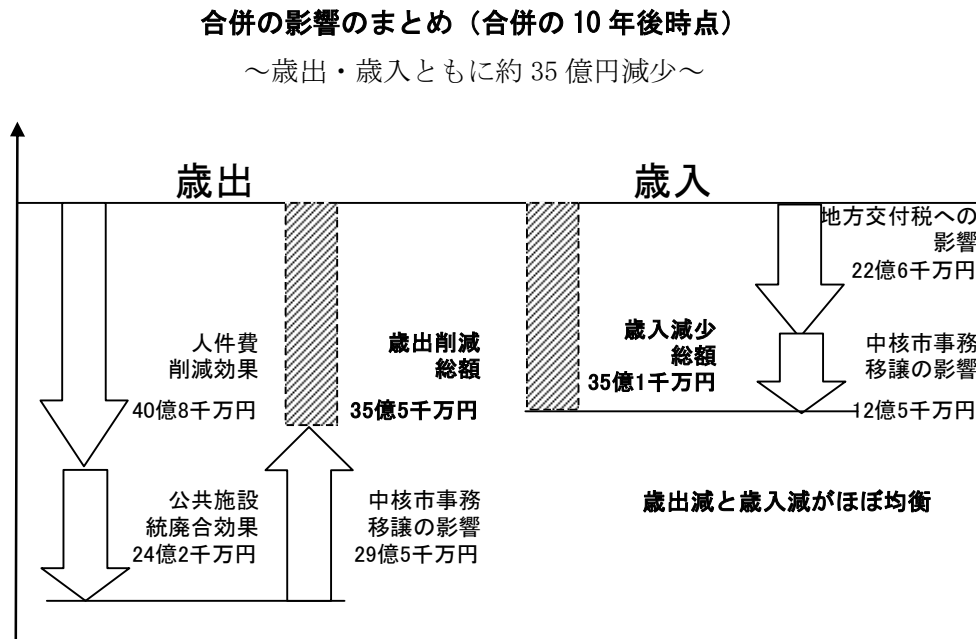
事務移譲に伴い、国庫支出金、県支出金（以上、歳入科目）、扶助費、物件費、補助費等、貸付金、普通建設事業費（以上、歳出科目）の変化額を推計した。船橋市の実績をもとにして推計を行ったところ、単年度で歳入は約12億5千万円の減少、歳出は約29億5千万円の増加が見込まれる結果となった。

### ○各種整備金

上記のほか、電算システムの統合に要する経費などが見込まれる。

### （イ）合併に伴う推計結果のまとめ

下図は、合併による財政面への影響（人件費の削減効果、公共施設統廃合効果、地方交付税への影響、中核市事務移譲の影響）の推計結果を、まとめたものである。



4市が合併して中核市にとどまる場合、歳入は約35億1千万円、歳出は約35億5千万円減少し、財政負担の増減はほぼ均衡するものと推計される。

■（参考）歳入歳出科目別の推計結果（合併の10年後時点）

合併に伴う影響の推計結果（歳入歳出科目別）

	科目名	見込まれる効果	合併10年後時の変化額 (単年度ベース:千円)	発揮年度	
歳入変化額	国庫支出金	事務移譲の影響	1,343,771	合併年より	
	県支出金	事務移譲の影響	-2,591,842	合併年より	
	地方交付税(普通)	地方交付税への影響	-2,262,300	合併年より	
	歳入変化額合計		-3,510,371		
歳出変化額	人件費	議員報酬	人件費削減	-870,782	合併年より
		委員等報酬	人件費削減	-70,114	合併年より
		特別職給	人件費削減	-226,925	合併年より
		職員給	人件費削減	-2,517,790	合併年より10年間徐々に
			公共施設統廃合効果	-444,373	合併の1年後より
		共済組合等負担金	人件費削減	-389,824	合併年より10年間徐々に
	公共施設統廃合効果		-68,801	合併の1年後より	
	扶助費	老人福祉費	事務移譲の影響	2,294	合併年より
		生活保護費	事務移譲の影響	791	合併年より
		その他扶助費	事務移譲の影響	439,966	合併年より
	物件費	公共施設統廃合効果	-1,369,205	合併の1年後より	
		事務移譲の影響	365,694	合併年より	
	維持補修費	公共施設統廃合効果	-72,829	合併の1年後より	
	補助費等	事務移譲の影響	555,346	合併年より	
	貸付金	事務移譲の影響	205,454	合併年より	
	普通建設事業費	公共施設統廃合効果	-466,022	合併の1年後より	
		事務移譲の影響	1,378,493	合併年より	
歳出変化額合計		-3,548,626			

合併による推計結果(歳出変化額－歳入変化額) -38,255

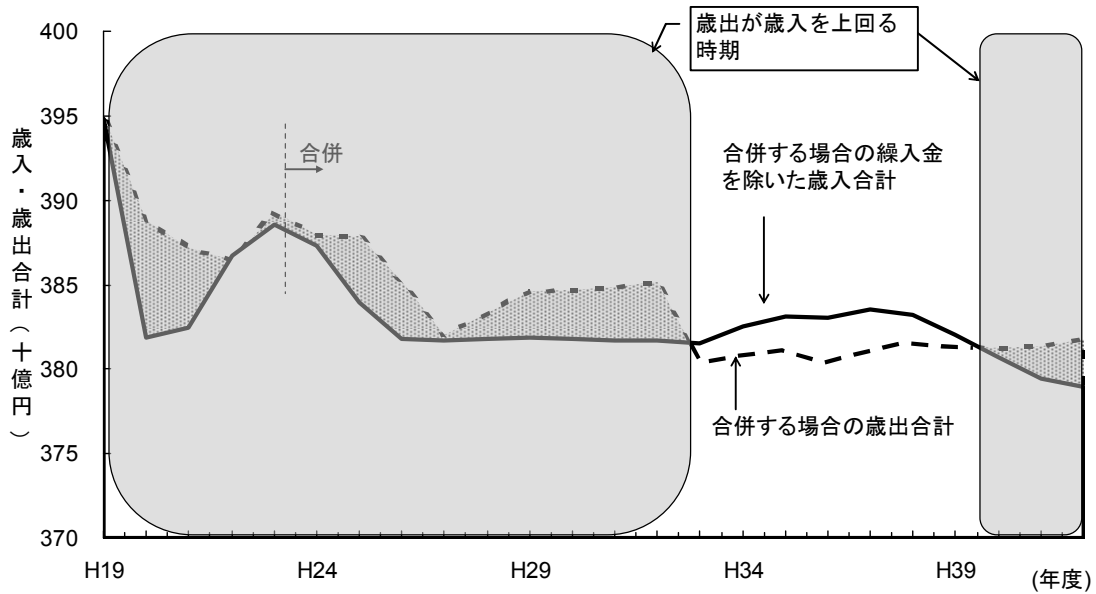
以上より、4市が合併して中核市にとどまる場合、歳入は計約35億1千万円の減少、歳出は計約35億5千万円の減少が見込まれ、財政負担の増減はほぼ均衡するものと推計される。

### ③ 合併に伴う歳入・歳出合計の比較

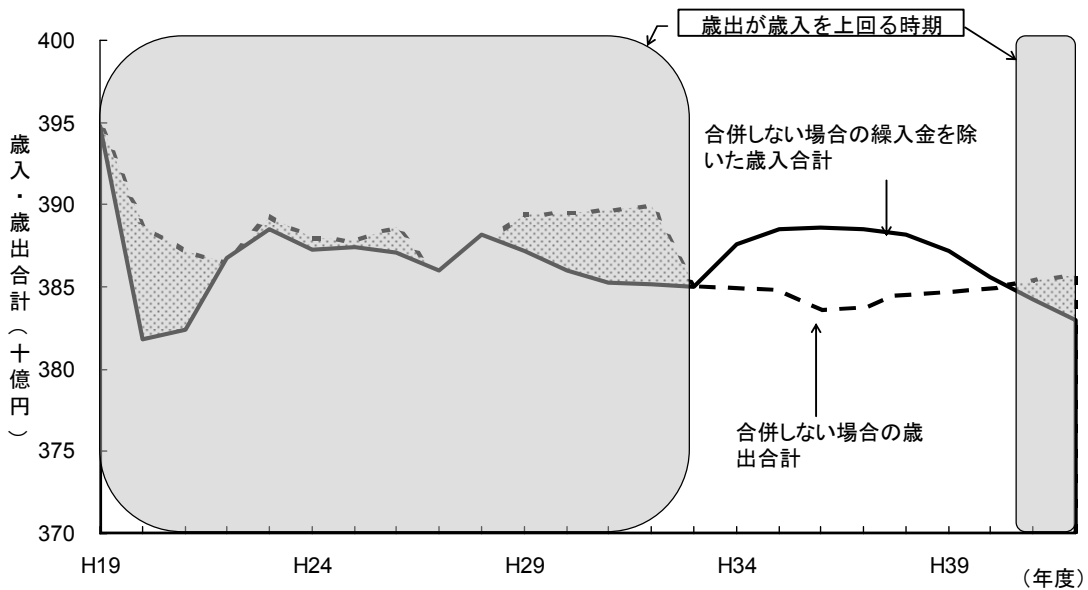
ここでは、合併する場合の、歳出合計と繰入金を除いた歳入合計を比較する。

合併して中核市にとどまる場合も、合併しない場合と同様に、平成30年代前半まで歳出合計が繰入金を除いた歳入合計を上回っており、合併による財政面での大きなメリットは見出せない。結果、財政調整基金からの繰入れが必要になるが、財政調整基金には限りがあることから、将来的に安定した財政運営に支障をきたす可能性があると考えられる。

合併する場合（新市・中核市）



合併しない場合（4市合計）

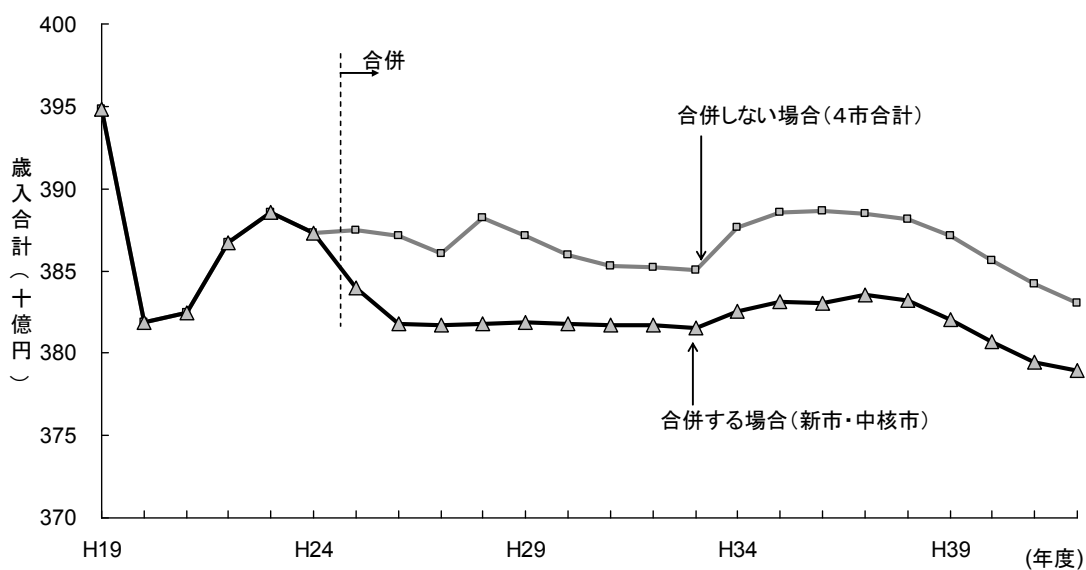


■（参考）合併に伴う財政規模の縮小（行財政経営の効率化等による）

繰入金を除いた歳入合計と歳出合計を、合併しない場合と合併した場合とで比較すると以下の図ようになる。歳入は、普通交付税の不交付及び中核市移行に伴う県支出金の減少により大きく低下していることがわかる。歳出も歳入と同様、人件費の削減などで規模が小さくなっていることがわかる。

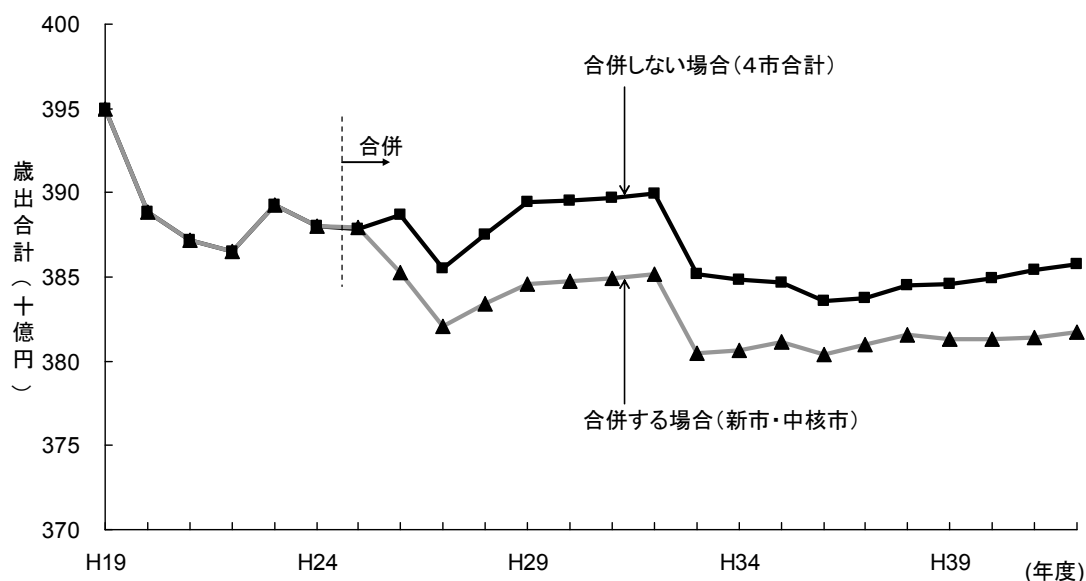
歳入合計の比較

～合併すると歳入が減少する～



歳出合計の比較

～合併すると歳出も減少する～



## （２） 政令市移行に伴う財政への影響

### ① 基本的な考え方

この節では、政令市移行に伴う財政面への影響を試算する。政令市移行により見込まれる効果としては、主に以下のものがあげられる。

#### ○事務移譲に伴う人件費の増加

政令市に移行すると県から市に事務事業が移譲される。それに伴い、移譲事務を担当する職員の増員が必要となり、職員給等の人件費が増加する。

#### ○事務移譲に伴う事業費・財源の増加

- ・ 国県道関係事務の移譲に伴う事業費とその財源が増加する。
- ・ 国県道関係事務以外の事務の移譲に伴う事業費とその財源が増加する。
- ・ 宝くじの発売ができるようになり、その収益金が配分される。

#### ○地方交付税への影響

普通交付税の算定に、政令市に移譲される事務事業に要する費用が算入され、また、政令市の権限に合わせた補正係数が用いられる。

#### ○各種整備金の発生

政令市移行に伴い、区役所などの整備が必要となる。

### ② 政令市移行に伴う推計結果

#### （ア） 主な項目ごとの推計結果

以下に、主な項目ごとの推計結果を示す。

#### ○事務移譲に伴う人件費の増加

県から市に移譲される事務事業及びそれに要する人員増を、既存政令市の事例をもとにして算出した。その結果、合併して中核市にとどまる（政令市に移行しない）場合と比較すると145名の増員が必要となり、職員給及び共済組合等負担金で約12億7千万円増加することが見込まれる。

#### ○事務移譲の影響（国県道関係）

道路財源については、千葉市の事例をもとに計算を行った。その結果、合併して中核市にとどまる場合と比較すると、道路財源（歳入）が約100億円増加することが見込まれる。

一方、国県道関係の事業費（歳出）に関しては、4市に移管される道路について、県が現状で維持管理に要している額から約10億円程度と見込まれる。この他に、県道路整備事業債元利償還金の負担や国直轄事業負担金等を支出することになるものと考えられるが、これらについては、県等との協議を要するため、現段階での額の算定は困難である。このため、本推計では実施しないものとした。

協議の結果、県債の償還金等を負担した上で、道路財源の余剰分が生じた場合は、4市の道路の新設改良事業に要する費用等に充てることが可能となるものと考えられる。

## ■（参考）国県道関係の政令市負担について

### ○道路法の規定

- ・国が直轄管理している国道　　6号、16号、298号、357号　計4路線  
⇒国が行う維持等に要する費用のうち、4.5/10の割合の額を政令市が負担する。  
⇒国が行う新設改良（国直轄事業）に要する費用のうち1/3の割合の額を政令市が負担する。
- ・千葉県が管理している国道　　14号、296号、464号　計3路線  
⇒管理を政令市が引き継ぎ、維持等に要する経常経費はすべて政令市が負担する。  
⇒政令市が行う新設改良の費用は国が1/2を限度に負担する。

### ○千葉市が政令市に移行した際の県債償還金の負担割合の決定方法

- ⇒政令市移行に伴い移管した国県道の整備のために、県が発行した地方債（県債）の元利償還金に係る政令市の負担金については、以下のとおり算出された。  
{(各年度の未償還元金・利子)－(借換債)－(交付税算入額)}×按分率  
なお、按分率については、千葉県・千葉市との間の覚書により、県債発行年度における事業費（県全体の道路事業費とそのうち千葉市分の事業費）の割合により按分している。

### ○事務移譲の影響（国県道関係事務を除く）

道路関係を除く事務移譲による事業費（歳出）及びそれに伴う財源（歳入）の増加を既存政令市の事例をもとにして算出した。その結果、歳入は約13億6千万円、歳出は約45億7千万円増加することが見込まれる。

### ○宝くじ収益金

政令市に移行すると宝くじが発行できるようになり、その収益の一部が市に配分される。市への配分割合は、宝くじの販売実績等を参考に県との協議によって決められる。千葉県と千葉市の配分割合は8：2となっており、平成18年度の千葉市への配当額は約31億円となっている。本推計においては、本圏域4市分の販売実績が把握できないため、千葉市への配当実績額相当の30億円を参考に、千葉市と4市の人口（平成17年度国勢調査人口）の比率を考慮して、30億円から45億円程度の配分額を見込むものとする。

宝くじ収益金は、住民サービスの向上や事務移譲による歳出増に対応する財源として活用される。

### ○地方交付税への影響

地方交付税のうち普通交付税の算定においては、政令市の事務移譲に伴い増加する事業費（道路橋りょう費など）が算入される。また、政令市の権限に合わせた補正係数が用いられることなどが影響して、基準財政需要額が増大する。この結果、普通交付税の交付額が、50億円程度となる見込みである。

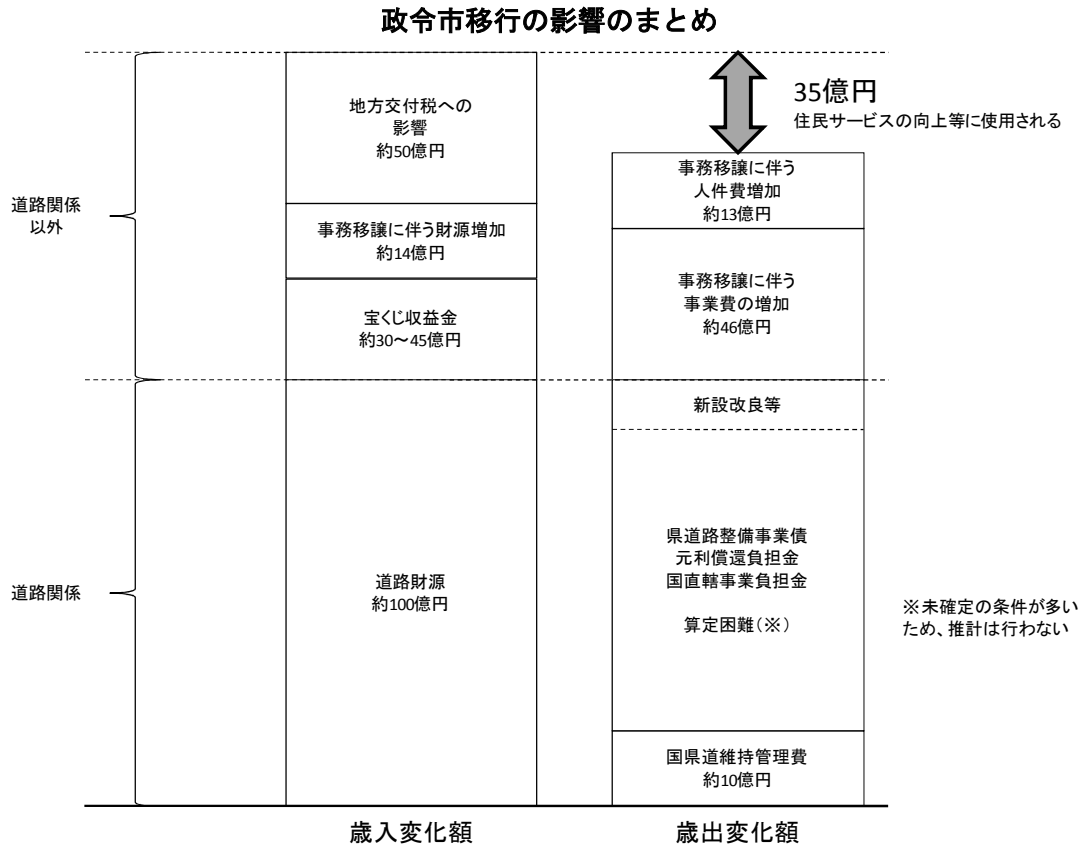


○各種整備金

上記のほか、区役所の整備に要する経費が見込まれる。区役所の整備については、先行政令市の事例では、区役所を新設する場合、一施設当たり約20億円を要している。

(イ) 政令市移行に伴う推計結果のまとめ

下図は、政令市移行に伴う推計結果をまとめたものである。



～余剰分（35億円程度）は住民サービスの向上等に充てることが可能～

4市が合併後、政令市に移行する場合、道路関係を除いて35億円程度を住民サービスの向上等に活用できるものと見込まれる（ここでは、宝くじ収益金を30億円としている）。この他、道路関係については、県の償還金等を負担したうえで余剰分が生じた場合は、新設改良等に活用できる見込みである。

■（参考）歳入歳出科目別の推計結果

政令市移行に伴う影響の推計結果（道路関係以外）

	科目名	見込まれる効果	移行10年後時の変化額 (単年度ベース:千円)	発揮年度
歳入変化額	地方交付税	地方交付税への影響	5,000,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	国支出金	事務移譲の影響	1,930,145	移行年度より
	県支出金	事務移譲の影響	-574,767	移行年度より
	諸収入(宝くじ収益金)	事務移譲の影響	3,000,000	移行年度より
	歳入変化額合計			9,355,379
歳出変化額	人件費	職員給	1,102,959	←合併する場合との差額、徐々に発揮
		共済組合等負担金	170,769	←合併する場合との差額、徐々に発揮
	扶助費	児童福祉費	2,475,815	移行年度より
		その他扶助費	1,135,425	移行年度より
		物件費	347,234	移行年度より
		補助費等	610,485	移行年度より
	歳出変化額合計			5,842,687

政令指定都市移行に伴う負担軽減額(歳入変化額-歳出変化額) 3,512,692

以上から、政令市に移行すると、財政負担が相対的に約 35 億円軽減することが試算された（ここでは、宝くじ収益金を 30 億円としている）。

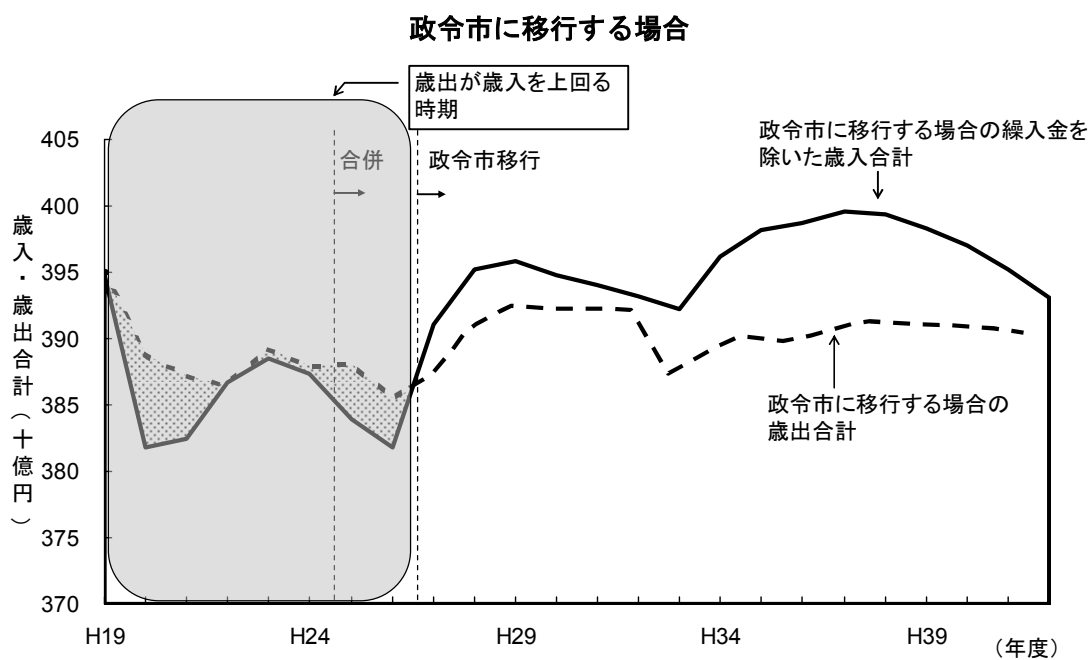
政令市移行に伴う影響の推計結果（道路関係）

	科目名	見込まれる効果	移行10年後時の変化額 (単年度ベース:千円)	発揮年度
歳入変化額	石油ガス譲与税	事務移譲の影響(道路系)	60,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	軽油引取税交付金	事務移譲の影響(道路系)	7,780,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	地方道路譲与税	事務移譲の影響(道路系)	810,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	自動車取得税交付金	事務移譲の影響(道路系)	1,060,000	←合併する場合との差額、移行年度より
	交通安全対策特別交付金	事務移譲の影響(道路系)	310,000	←合併する場合との差額、移行年度より
歳入変化額合計			10,020,000	移行年度より
歳出変化額	物件費	事務移譲の影響(道路系)	-	移行年度より
	維持補修費	事務移譲の影響(道路系)	1,005,763	移行年度より
	普通建設事業費	事務移譲の影響(道路系)	-	移行年度より
		新設改良事業に要する費		-
歳出変化額合計			10,020,000	移行年度より

以上より、道路関係の歳入増加額は、約 100 億円と見込まれる。

### ③ 政令市移行に伴う歳入・歳出合計の比較

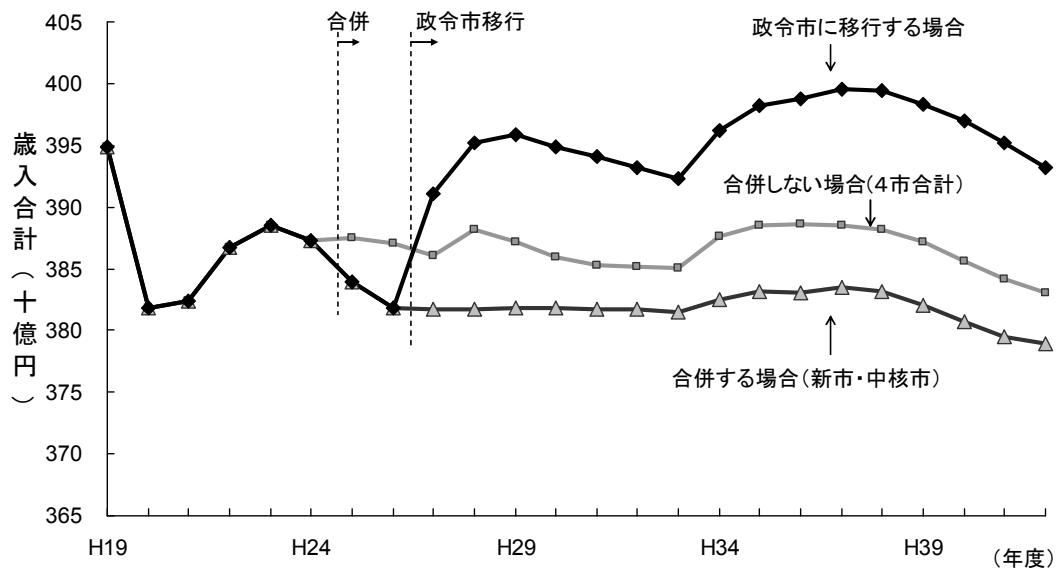
政令市に移行する場合の繰入金を除いた歳入合計と歳出合計の比較を行ったところ、下図のようになった。歳入及び歳出ともに政令市に移行すると、額が大きく増加していることがわかる。また、繰入金を除いた歳入が歳出を下回ることではなく、財政調整基金の取り崩しも、ほぼ不要となる。



■（参考）政令市移行に伴う財政規模の拡大（権限・財源の移譲等による）

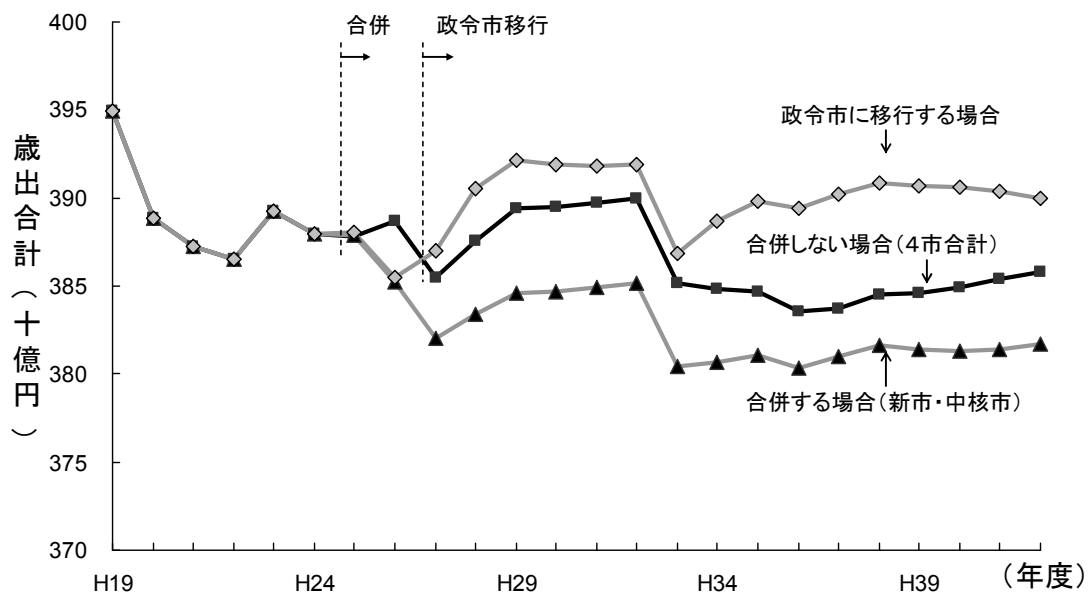
**歳入合計の比較**

～政令市に移行すると歳入が大きく増加する～



**歳出合計の比較**

～政令市に移行すると歳出も増加する～



### （3） 財政への影響のまとめ

①合併しない場合、②合併して政令市へ移行しない場合、③政令市へ移行する場合の3ケースにおける繰入金を除いた歳入合計と歳出合計の差を比較したところ、次頁図のようになった（網掛けは収支がプラスになる部分）。これらの図から次の点が指摘できる。

- 合併しない場合、平成30年代前半まで歳出が繰入金を除いた歳入を上回り、基金に負担が生じる。
- 合併する場合も、合併しない場合と同様に平成30年代前半まで歳出が繰入金を除いた歳入合計を上回り、基金に負担が生じる。
- 政令市に移行する場合は、繰入金を除いた歳入がほとんどの年で歳出を上回り、現状よりも財政基盤が強化されることが期待される。この結果、今後の課題となる扶助費の増加や公共建築物の更新需要等への対応可能性が高まるものと思われる。

各ケース（合併しない場合、合併する場合、政令市に移行する場合）  
 における繰入金を除いた歳入合計と歳出合計の比較

